



平成 30 年 2 月 23 日

各 位

会 社 名 東京応化工業株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 阿久津 郁夫  
コード番号 4186 (東証第一部)  
問 合 せ 先 広報部長 安生 洋己  
TEL. 044-435-3000

当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について

当社は、本日開催の取締役会において、当社が平成 27 年 6 月 25 日開催の当社第 85 回定時株主総会にて株主の皆様のご賛同をいただきました「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）を継続することについて、平成 30 年 3 月 29 日開催予定の当社第 88 回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）にて株主の皆様にご賛否をお諮りすべく議案を提出することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

本対応方針の有効期間は本総会の終結の時までであることから、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の観点から、継続の是非も含めてそのあり方について検討してまいりました。その結果、以下＜本対応方針を継続する必要性＞に記載のとおり、本対応方針を一部修正したうえで、株主の皆様のご賛同を得ることを条件として継続することを決定したものです。

本総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られた場合、本対応方針の有効期間は、本総会の終結の時から平成 33 年の当社定時株主総会の終結の時までとなります。

本対応方針の継続に関する本総会への議案付議につきましては、本日開催の当社取締役会において社外取締役 2 名を含む全取締役の賛成により決定されたものであり、社外監査役 3 名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、これに賛成する旨の意見を述べております。

本対応方針は、当社株式等の大規模な買付行為について、株主の皆様が適切な判断を行えるようにするためのものであり、当該買付行為そのものを阻止することを目的とするものではありません。

なお、本日現在、当社が特定の第三者から当社株式等の大規模な買付行為を行う旨の提案を受けている事実はありません。

本対応方針の主要な変更点は、以下のとおりです。

- ① 大規模買付情報の提供期間について、その起算日を変更し、上限を明確化いたしました。
- ② 本対応方針に基づく対抗措置の発動に際して、株主の皆様を直接的に反映するべく、大規模買付ルールを遵守していない場合を除き、当社取締役会から独立した組織である特別委員会が対抗措置の発動を勧告した場合には、株主意思確認手続を実施し、当社取締役会にかかる株主意思確認手続の結果に従うことといたしました（下記「3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本対応方針）」の「(6) 株主意思確認手続の実施」および「(7) 対抗措置発動の手続き」）。

- ③ その他、本対応方針をより分かりやすいものとするよう、字句の整備、表現等の変更を行いました。

<本対応方針を継続する必要性>

当社は、本対応方針の有効期間満了を迎えるにあたり、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の観点から、継続の是非も含めてそのあり方について多面的・総合的に検討を重ねてまいりました。当社は、エレクトロニクス市場の最先端分野に身を置いており、急速な技術革新に対応し、多様な顧客ニーズに的確に答えていくためには、短期的・濫用的な当社株式等の大規模な買付行為を企図する者に対して牽制力を備えつつ、中長期的視点に基づく戦略的な意思決定を継続していくことが、企業価値向上の観点から重要であると考えております。こうした中、当社は、今後の持続可能な成長の実現に向けて、経営陣が企業価値向上のための経営に集中できるよう、引き続き、会社支配権に影響を与える当社株式等の大規模な買付行為に関して一定の情報提供ルールを設ける必要があると考えております。

このような状況を踏まえ、本総会において、本対応方針の継続をご提案させていただくことといたしました。

#### 1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針（以下、「会社支配に関する基本方針」といいます。）

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、長年にわたり国内外の顧客、取引先、従業員等のステークホルダー（利害関係者）と良好な信頼関係を築き上げてきたほか、独自に開発した新技術と蓄積した技術資源をダイナミックに組み合わせることにより当社のコア技術である微細加工技術を進化させるなど、当社の事業特性を十分に活かした経営を行うことで、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させてまいりました。とりわけ、エレクトロニクス市場の最先端分野において事業活動を展開する当社にとって、顧客のニーズをいち早く先取りし、新技術・新製品に対する研究開発、卓越した高品質保持のための投資を行うなど、ステークホルダーとの信頼関係や専門的な技術知見に裏打ちされた形で中長期的な視点に基づく経営・事業方針を決定することが、当社株主共同の利益および当社企業価値を最大化するうえで必要不可欠になると考えております。

当社の企業価値の源泉であるステークホルダーとの関係や事業特性を十分に理解することなく、当社株式等の大規模な買付行為を行った後の当社の経営方針の安易な変更やいわゆる焦土化経営等により、ステークホルダーとの良好な関係が破壊され、新技術や技術資源が流出することは、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することとなりますため、これにつながる当該買付行為を行いまは行おうとする者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

当社取締役会は、当該買付行為に際し、当社株式等を売却するか否かは、最終的には、当社株式等を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、また、大規模な買付行為であっても、当社株主共同の利益および当社企業価値に資するものであれば、これを否定するものではありませんが、当社の事業特性を十分に理解することなく当社の企業価値を向上させることは困難ですので、株主の皆様が当該買付行為を評価する際、当該買付行為を行いまは行おうとする者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の当該買付行為に対する評価・意見等も含めた十分な情報が適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。

こうした考えの下、当社取締役会は、当該買付行為が行われる際に、当該買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために、当該買付行為を行いまたは行おうとする者と交渉を行うことなどを可能にする仕組みを設け、当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合等には、法令および当社定款の許容する限度において相当と判断した対抗措置をとることが、株主の皆様から負託された者としての責務であると考えております。

## 2. 会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

### (1) 経営理念と企業価値の源泉

当社は、昭和 15 年の創業以来、「技術のたゆまざる研鑽」、「製品の高度化」、「社会への貢献」、「自由闊達」を経営理念として掲げ、ユーザーが満足する最高の製品とサービスを提供することにより、社会とともに発展していくことを目指し、常に新しい価値の創造に向かってチャレンジしてまいりました。そして、この精神は現在も変わることなく受け継がれ、当社事業活動の根幹を形成しております。

当社におけるものづくりの歴史は、フォトリソグラフィによる独自の微細加工技術を基盤として、半導体、ディスプレイをはじめとするエレクトロニクス市場において確固たる信頼とブランドを築き上げるとともに、ユーザーに密着したグローバル展開を図ることで、新たなニーズをいち早く取り込むことにより、微細加工技術のさらなる進化を実現してまいりました。長年にわたり培ってきた、この有機的な連鎖こそが当社企業価値の源泉であると考えております。

### (2) 「tok 中期計画 2018」における企業価値向上の取組み

平成 30 年度を最終年度とする 3 カ年の中期計画「tok 中期計画 2018」では、「高付加価値製品による感動（満足できる性能、コスト、品質）を通じて、世界で信頼される企業グループを目指す。」という経営ビジョンの下、「事業ポートフォリオの変革」、「顧客密着戦略の進化」、「グローバルに対応できる人材の開発を推進」および「経営基盤強化と TOK グループ構想の実現」を全社戦略に掲げ、当社グループのコアコンピタンスである微細加工技術および高純度化技術を最大限に活用し企業価値創造を推し進めてまいります。

#### ① 事業ポートフォリオの変革

新規ビジネスの開拓につきましては、当社グループの開発拠点の中核である相模事業所内にオープンイノベーション等を可能とする研究開発棟を新たに建設することにより、独自性のある技術開発の取組みを強化してまいります。また、既存ビジネスにつきましては、競争優位性を確保するため、高付加価値製品の開発にこだわりを持ち続け、顧客満足に徹した研究開発を着実に実行してまいります。これらの取組みにより、事業および製品ポートフォリオの変革を推進してまいります。

#### ② 顧客密着戦略の進化

国内拠点に加え主要な海外拠点においても、経営資源の分配やサービス体制の最適化を図りつつ、販売・生産・研究開発機能の三位一体体制の充実・強化を推進してまいります。これらにより強固な顧客基盤を構築し、ブランド力の向上と製品シェアの拡大を目指してまいります。

③ グローバルに対応できる人材の開発を推進

当社グループ全体でグローバルに活躍できる人材の育成に努めるほか、グローバルビジネスに対応できる人材を積極的に登用することで、異なる価値観や専門分野を持つ人材が存分に能力を発揮し、多様な視点で考える組織の形成に尽力してまいります。

④ 経営基盤強化と TOK グループ構想の実現

企業価値の向上と経営リスク低減を目的として、当社グループ全体を統括する管理体制の効率化を図り、グループマネジメントの高度化を推進してまいります。また、当社グループ全体の意識を共有し、相乗効果を高めることにより、今後とも独自性のある価値を創造し持続可能な成長を実現するよう努めてまいります。

(3) コーポレートガバナンスの強化

当社は、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくために、経営の透明性、健全性および効率性の確保に資するコーポレートガバナンスの充実を経営上の重要課題と位置づけております。

こうした考えの下、経営監督機能の強化や意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しているほか、取締役会および執行役員会における十分な審議時間の確保および資料の提供時期の早期化等を実施しております。また、事業年度における取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。さらに、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図ることを目的として、独立性を有する社外取締役を2名選任しております。取締役の報酬は、基本報酬である定額報酬、単年度の業績連動報酬である賞与に加えて、業績および企業価値向上ひいては株価向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とした、株価連動報酬であるストックオプションで構成しております（社外取締役には役割に鑑みストックオプションを付与しないこととしております。）。加えて、株主総会における議決権行使の円滑化に向けた取組みや存在感を増す海外子会社の経営管理の強化、コンプライアンス体制の整備といったグループ内部統制システムの充実に向けた取組みを進めるなど、コーポレートガバナンスの強化に努めております。

(4) 株主還元の考え方

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけており、長期的な視点に立ち、財政状態や業績等を総合的に勘案したうえで、企業競争力の強化や収益の拡大につながる内部留保の確保に意を用いる一方、現在の水準を考慮しつつ連結配当性向40%以上の配当を継続的に実施するとともに、株主還元策として自己株式の取得を弾力的に実施することを基本方針としております。

内部留保金につきましては、新たな成長につながる新技術・新製品への積極的な研究開発投資、品質の向上や既存事業のさらなる効率化に向けた生産設備等への投資、さらには国内外での事業展開強化等、持続的な企業価値の向上を図るための原資として有効に活用してまいります。

3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本対応方針）

当社取締役会は、上記「1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」に記載のとおり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主共同の利益およ

び当社企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えており、これに反する者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。当社取締役会は、このような不適切な者により当社の財務および事業の方針が決定されることや、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することにつながる当社株式等の大規模な買付行為を防止し、当該買付行為が行われる際に、株主の皆様が応じるか否かについて適切に判断できるようにするため、本対応方針を策定し、当該買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールとは、当該買付行為を行いままたは行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が当該買付行為に先立ち、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該買付行為について検討・評価を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後当該買付行為が開始されるというものです。

当社取締役会は、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付ルールに則り必要かつ十分な情報を受領した場合には、その内容を吟味し、当社取締役会としての見解を適時・適切に開示し、買付提案の受入れまたは代替案の提示等、その見解に基づく対応をとることといたします。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合には、一定の対抗措置をとることができるものといたします。

大規模買付ルールの内容は、以下のとおりであり、その概要につきましては、14 頁に記載の別紙 1「大規模買付ルールの概要」をご参照ください。

#### (1) 対象となる大規模買付行為

本対応方針は、以下のいずれかに該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付者は、あらかじめ本対応方針に定められる手続きに従わなければならないものとします。

- ① 当社が発行者である株式等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株式等保有割合<sup>3</sup>が 20%以上となる買付けまたはこれに類似する行為
- ② 当社が発行者である株式等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株式等の株式等所有割合<sup>6</sup>およびその特別関係者<sup>7</sup>の株式等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

<sup>1</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される「保有者」をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下②および 15 頁に記載の別紙 2「新株予約権の無償割当てを行う場合の概要」注 11 において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。以下同じとします。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される「特別関係者」をいいます。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下同じとします。

## (2) 大規模買付情報の提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、株主の皆様の判断および当社取締役会の検討・評価のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を日本語でご提供いただきます。

大規模買付情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を実施しようとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を実施する旨の「意向表明書」をご提出いただくこととします。

意向表明書には、「①大規模買付者の名称および住所」、「②設立準拠法」、「③代表者の氏名」、「④国内連絡先」、「⑤提案する大規模買付行為の概要」、「⑥大規模買付者が現に保有する当社株式等の数および今後取得予定の当社株式等の数」、ならびに「⑦大規模買付ルールに従う旨の誓約」を日本語で記載していただきます。

当社取締役会は、この意向表明書の受領後 5 営業日以内に、当初提供いただくべき大規模買付情報のリスト（以下、「当初情報リスト」といいます。）を日本語で作成し、大規模買付者に交付いたします。また、当社は、大規模買付者から大規模買付情報を提供いただいた場合、速やかにこれを特別委員会に送付いたします。当初提供いただいた情報のみでは株主の皆様のご判断および当社取締役会の検討・評価のために不十分であると当社取締役会および特別委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

なお、当社取締役会は、大規模買付ルールの適切かつ迅速な運営を図るため、必要に応じて、大規模買付者の回答に期限を設ける場合があります。また、大規模買付者からの情報提供の迅速化と、取締役会が延々と情報提供を求める期間を引き延ばすなどの恣意的な運用を避ける観点から、当初情報リストの発送日の翌日から起算して 60 日を、当社取締役会が大規模買付者に対して情報提供を要請し、大規模買付者が回答を行う期間（以下、「情報提供期間」といいます。）の上限として設定し、大規模買付情報が十分に提出されない場合であっても情報提供期間が上限に達したときは、その時点で情報提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって当社取締役会による検討・評価（下記「(3) 当社取締役会による検討・評価」）を開始するものとします（ただし、大規模買付者から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります。）。

大規模買付情報の項目の一部は、以下のとおりです。また、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、株主の皆様のご判断のため、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者<sup>8</sup>、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名前および職歴等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付対価の種類・金額、買付けの時期、買付資金の裏付け、既に保有する当社株式等に関する担保設定状況、当社の資産または今後取得する当社株式等に関する担保設定予定、時期、取引の仕組み等を含みます。）
- ③ 大規模買付価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為その他一連の取引によるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）

<sup>8</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される「共同保有者」をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。

- ④ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無ならびに意思連絡が存する場合にはその内容および当該第三者の概要
- ⑤ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、資本構成、調達方法および関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 大規模買付者が既に保有する当社株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、担保契約等の種類、相手方および担保契約等の対象となっている当社株式等の数量等、当該担保契約等の具体的内容
- ⑦ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社株式等に関し、担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等または合意の種類、相手方ならびに担保契約等または合意の対象となっている当社株式等の数量等、当該担保契約等または合意の具体的内容
- ⑧ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの基本的な経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑨ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策ならびに当該施策が当社および当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- ⑩ 当社および当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑪ その他、当社取締役会または特別委員会が必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日または情報提供期間が上限に達した日（ただし、大規模買付者からの延長申請に基づき情報提供期間を延長する場合には延長後の情報提供期間の満了日）のいずれか早い日の方をもって終了するものとします。

### (3) 当社取締役会による検討・評価

当社取締役会は、情報提供期間が終了した後、その翌日を起算日として、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株式等の全ての買付けの場合には最長 60 日間、その他の大規模買付行為の場合には最長 90 日間が、当社取締役会における検討、評価、交渉、意見形成および必要に応じて代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、適宜必要に応じて特別委員会または外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に検討・評価し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、大規模買付者に通知するとともに、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

### (4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

#### ① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社企業価値を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲で、対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗することがあります。



当社取締役会が発動する対抗措置は、新株予約権の無償割当てとします。その概要につきましては、15頁から16頁までの別紙2「新株予約権の無償割当てを行う場合の概要」に記載のとおりですが、新株予約権の取得の条件、新株予約権の行使期間および行使条件（大規模買付者およびそのグループは、当該新株予約権を行使できないものとするなど）その他の新株予約権の内容は、対抗措置としての効果を勘案して変更することがあります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも大規模買付情報の一部が提供されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守していないと認定することはしないものといたします。

## ② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は排除しないものの、大規模買付行為に対する対抗措置は発動いたしません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案の内容およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、以下の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当し、結果として当社に回復しがたい損害をもたらすなど、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損し、かつ対抗措置の発動が相当と当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社企業価値を守ることを目的として、対抗措置を発動することがあります。

- (イ) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式等の買収を行っている と判断される場合（いわゆる、「グリーンメーラー」である場合）
- (ロ) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式等の買収を行っている と判断される場合
- (ハ) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式等の買収を行っている と判断される場合
- (ニ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高値売抜けをする目的で当社株式等の買収を行っている と判断される場合
- (ホ) 大規模買付者の提案する当社株式等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うこと）等、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではありません。）



#### (5) 特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、ならびに大規模買付ルールが遵守された場合であっても当該大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損するおそれがあるため一定の対抗措置を発動すべきか否かにつきましては、当社取締役会が最終的に判断を行います。当社取締役会による恣意的な判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。

特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社取締役との間に特別の利害関係を有していない当社社外取締役、当社社外監査役、当社補欠監査役（ただし、社外監査役の要件を満たす者）ならびに社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、またはこれらに準ずる者）の中から選任されるものとします。

当社取締役会は、対抗措置発動の是非を決定する際は、特別委員会に対し諮問し、特別委員会の勧告を受けるものとします。

なお、特別委員会に関する規程の概要につきましては、17頁に記載の別紙3「特別委員会に関する規程の概要」を、また、本対応方針が株主の皆様のご賛同を得て継続することとなった場合に選任を予定しております特別委員会の委員につきましては、18頁から19頁までに記載の別紙4「特別委員会の委員およびその略歴」をそれぞれご参照ください。また、特別委員会が行った勧告、その判断の概要等につきましては、適時・適切に情報開示を行います。

#### (6) 株主意思確認手続の実施

大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されているにもかかわらず、特別委員会が、当該大規模買付行為が上記「(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」の②(イ)から(ホ)までのいずれかに該当し、かつ対抗措置の発動が相当と判断し、対抗措置の発動を勧告した場合、当社取締役会は、対抗措置の発動に係る株主の皆様の意思を直接確認するべく、実務上可能な限り速やかに、株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）における投票、または書面投票のいずれかを選択し、実施するものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。

当社取締役会は、株主意思確認総会における投票または書面投票のいずれにより株主の皆様の意思確認を行うかを決定のうえ、かかる手続の実施に必要な事項とあわせ、速やかに情報開示いたします。

株主意思確認手続において対抗措置の発動または不発動について決定がなされた場合、当社取締役会は、当該決定に従うものとします。

株主意思確認総会における投票または書面投票の結果は、当社の株主総会における普通決議の要件に準じて決するものとします。当社取締役会は、株主意思確認総会における投票または書面投票の結果その他当社取締役が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

#### (7) 対抗措置発動の手続き

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正さを担保するために、以下の手続を経ることといたします。

- ① 当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問いたします。
- ② 特別委員会は、この諮問に基づき、上記「(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に定める対応方針に従って対抗措置の発動の是非について判断し、当社取締役会に対して勧告を行います。
- ③ 当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものいたします。
- ④ 当社取締役会は、上記「(6) 株主意思確認手続の実施」に定める株主意思確認手続において、対抗措置の発動の決定がなされた場合、当該決定に従って、対抗措置の発動の決議を行うものいたします。
- ⑤ 当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、当社取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数により決定することといたします。また、当社取締役会は、特別委員会に諮問するとともに、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および当該大規模買付行為の具体的内容ならびに当該大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値に与える影響等を検討するものいたします。

(8) 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後または対抗措置を発動した後においても、大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合または対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の中止または発動の停止を行うものいたします。

(9) 大規模買付行為の開始

大規模買付者は、大規模買付ルールを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(10) 株主および投資家の皆様に与える影響等

① 大規模買付ルールが株主および投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としております。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報の下で、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものであるため、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものと考えております。

なお、上記「(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断されるか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

## ② 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社企業価値を守ることを目的として、上記「(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載した対抗措置を発動することがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、法令および東京証券取引所規則等に従って、適時・適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、大規模買付者およびそのグループ以外の株主の皆様が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合は、当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき1個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、新株予約権の無償割当てにおいても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様が保有する当社株式にかかる法的権利および経済的利益に対して直接的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、大規模買付者およびそのグループにつきましては、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合には、対抗措置がとられることにより、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

なお、当社取締役会が、新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記「(8) 対抗措置の中止または発動の停止」に記載のとおり、当社取締役会が対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないこととなるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

## ③ 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、引受けの申込みを要することなく当該新株予約権の割当てを受けることとなります。

また、当社が当該新株予約権の取得の手続きをとる場合には、大規模買付者およびそのグループ以外の株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することとなるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは必要ありません（ただし、当社が当該新株予約権の取得の手続きをとらなかった場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。なお、その場合の払込金は1株当たり1円等の名目的金額となる予定です。）。

ただし、この場合、当社は、かかる株主の皆様に対し、別途、ご自身が大規模買付者でないことなどを誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うこととなった際に、法令および東京証券取引所規則等に基づき別途お知らせいたします。

(11) 本対応方針の有効期間、変更および廃止

本対応方針は、本総会における株主の皆様の承認を条件に発効するものとし、その有効期間は、本総会の終結の時から平成 33 年の当社定時株主総会の終結の時までといたします。ただし、有効期間満了前であっても、当社株主総会または取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で本対応方針は廃止されます。

なお、当社取締役会は、法令改正、今後の司法判断の動向および東京証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の観点から、必要に応じて本対応方針の見直し等、適宜・適切な措置を講じてまいりたいと存じます。その際における本対応方針の変更は、都度当社株主総会において議案としてお諮りし、株主の皆様のご賛同を得たうえで行うことといたします（法令改正もしくは東京証券取引所規則変更等による文言の変更といった軽微な変更につきましては、特別委員会の承認を得たうえで、当社取締役会にて本対応方針を修正することがあります。）。

(12) 本対応方針の合理性

① 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める 3 原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

② 当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の目的をもって継続されるものであること

本対応方針は、上記「3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本対応方針）」に記載のとおり、大規模買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社株主共同の利益および当社企業価値を確保・向上させるという目的をもって継続されるものです。

③ 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、本総会において株主の皆様のご賛同を得たうえで継続されるものです。また、上記「(11) 本対応方針の有効期間、変更および廃止」に記載のとおり、本総会においてご賛同いただいた後も、その後の当社株主総会において変更または廃止の決議がなされた場合には、本対応方針は当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本対応方針の継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

加えて、上記「(6) 株主意思確認手続の実施」に記載のとおり、大規模買付者により本対応方針に規定する手続きが遵守されているにもかかわらず、特別委員会が、当該大規模買付行為が上記「(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」の②(イ)から(ホ)までのいずれかに該当し、かつ対抗措置の発動が相当と判断し、対抗措

置の発動を勧告した場合、当社取締役会は、株主意思確認手続を実施し、本対応方針に定める対抗措置の発動または不発動について、株主の皆様のご意思を直接確認したうえで、かかる株主意思確認手続の結果に従って、対抗措置の発動または不発動の決議を行うこととしております。

- ④ 独立性の高い社外者の判断を重視し、その判断の概要について情報開示を行うこと  
当社は、上記「(5) 特別委員会の設置」に記載のとおり、本対応方針の導入にあたり、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的な判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社取締役との間に特別の利害関係を有していない社外者の中から選任された委員で構成され、当社取締役会は、その判断に際して特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

また、当社は、特別委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に適時・適切に情報開示を行うこととし、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上に資するよう本対応方針の透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

- ⑤ 合理的かつ客観的な発動要件を設定していること  
本対応方針は、上記「(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

- ⑥ デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと  
上記「(11) 本対応方針の有効期間、変更および廃止」に記載のとおり、本対応方針は、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、本対応方針は、デッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

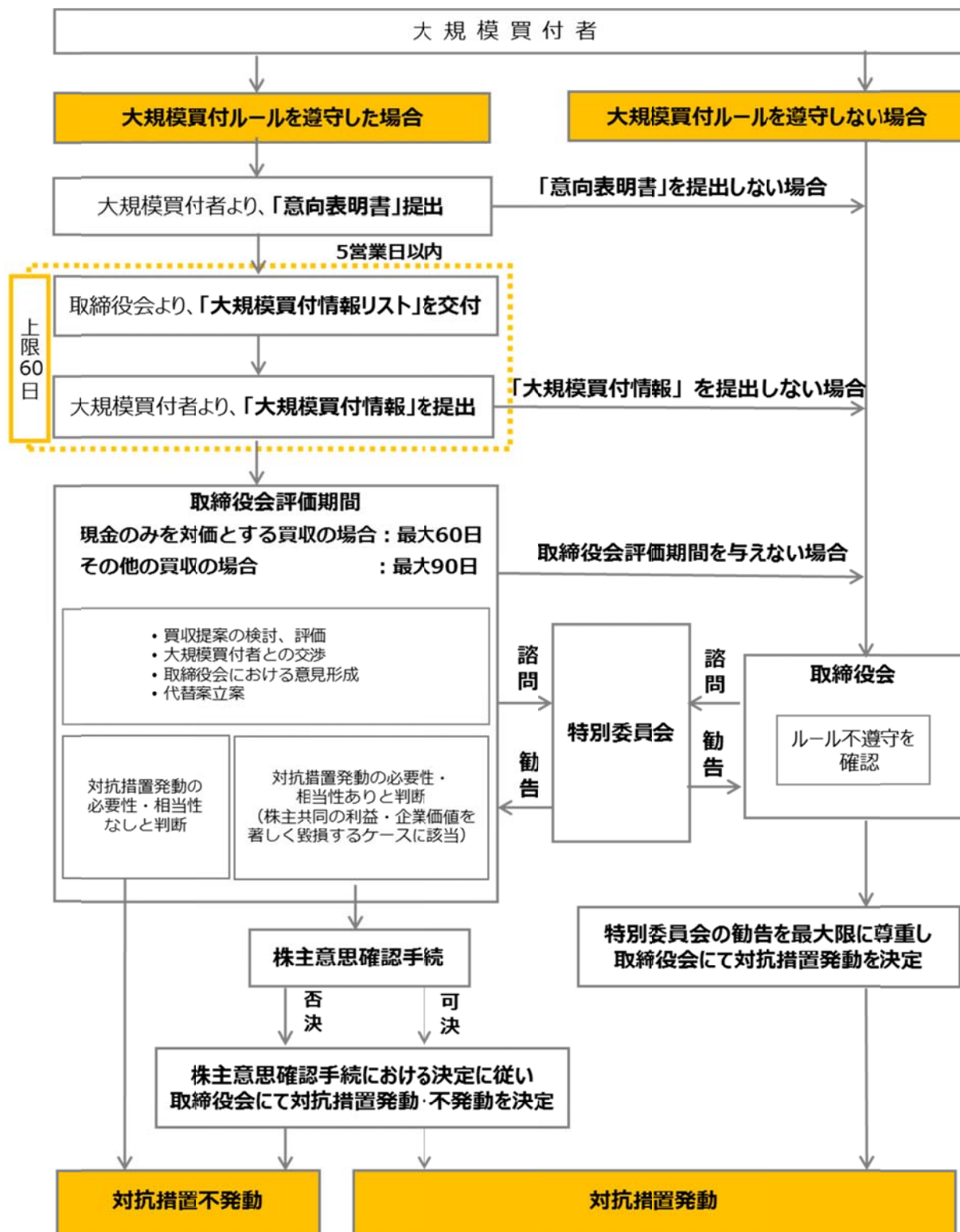
また、当社は、取締役の任期を1年としており、取締役選任議案に関する議決権行使を通じ、本対応方針の継続、本対応方針に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対し、株主の皆様が意思が反映できることとしているため、本対応方針は、スローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

### (13) 参考資料

ご参考資料として、20頁に別紙5「当社の株式の状況（平成29年12月31日現在）」を添付しております。

以 上

大規模買付ルール概要



(注) 本フローチャートは、大規模買付ルールの概要を分かりやすく表示したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご参照ください。

(別紙 2)

## 新株予約権の無償割当てを行う場合の概要

### 1. 新株予約権の割当ての対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社株式（ただし、当社の有する当社株式を除く。）1株につき1個の割合で、払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合その他を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 株主に割り当てる新株予約権の総数

割当期日における当社の最終の発行済株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を上限とする。

### 4. 新株予約権の払込金額

新株予約権の無償割当てを行うため、払込みを要しない。

### 5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株当たり1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### 7. 新株予約権の行使条件

「①特定大量保有者」<sup>9</sup>、「②その共同保有者」<sup>10</sup>、「③特定大量買付者」<sup>11</sup>、「④その特別関

<sup>9</sup> 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者もしくは20%以上であると当社取締役会が認めた者をいう。

<sup>10</sup> 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される者および同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）をいう。

<sup>11</sup> 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株式等の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいう。以下本注において同じとする。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株式等の株式等所有割合とその者の特別関係者の株式等所有割合とを合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。



係者」もしくは「⑤ 上記①から④までに記載の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者」、または「⑥ 上記①から⑤までに記載の者の関連者」<sup>12</sup>は、新株予約権を行使することができないことなどを行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### 8. 当社が当社普通株式を対価として新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

当社は、当社取締役会において定める取得日が到来したときに、新株予約権（ただし、上記「7. 新株予約権の行使条件」に記載される新株予約権を行使することができない者が有する新株予約権を除く。）を取得し、これと引き換えに、新株予約権 1 個につき、別途調整がない限り当社普通株式 1 株を交付することができるなどの条件を付した取得条項を定める。なお、上記「7. 新株予約権の行使条件」に記載される新株予約権を行使することができない者に対し、その者が有する新株予約権の対価として現金の交付を行わないものとする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### 9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社は、当社取締役会が対抗措置の発動を停止した場合その他当社取締役会において別途定める場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

#### 10. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、当社が無償で新株予約権を取得することができる事由および取得の条件その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

---

<sup>12</sup> ある者の「関連者」とは、特別委員会の同意の下、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。

(別紙 3)

### 特別委員会に関する規程の概要

1. 特別委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的な判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として設置される。
2. 特別委員会の委員（以下、「委員」という。）は、3名以上5名以内とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社取締役との間に特別の利害関係を有していない当社社外取締役、当社社外監査役、当社補欠監査役（ただし、社外監査役の要件を満たす者）ならびに社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、またはこれらに準ずる者）の中から当社取締役会が選任する。
3. 特別委員会は、互選により委員長を定め、委員長は特別委員会の議長となる。
4. 特別委員会は、委員長が招集するものとし、各委員は委員長に対して特別委員会の招集を請求することができる。
5. 特別委員会の勧告決議は、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもってこれを行う。また、勧告決議が可否同数のときは、議長がこれを決する。
6. 特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、本対応方針に従って、対抗措置発動の是非について判断し、当社取締役会に対し勧告を行う。また、特別委員会は、本対応方針に係る当社取締役会からの諮問に対して勧告を行う。勧告にあたっては、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損するか否かの観点から判断するものとし、自己または当社取締役の利益を図ることを目的としてはならない。
7. 特別委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、執行役員、会計監査人または従業員に対し、情報の提供または特別委員会への出席を求めることができる。
8. 特別委員会は、その判断が当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上に資するようになされることを確保するために、当社の費用で独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができるよう要請することができる。

以 上

(別紙 4)

特別委員会の委員およびその略歴

(五十音順)

氏 名 (生年月日)	略 歴
くりもとひろし 栗本弘嗣 (昭和 22 年 8 月 26 日生)	昭和 45 年 4 月 オイレス工業株式会社入社 平成 11 年 6 月 同社取締役 平成 18 年 6 月 同社代表取締役社長兼社長執行役員 平成 23 年 6 月 同社代表取締役会長 平成 26 年 6 月 当社取締役 (社外取締役) 現在に至る オイレス工業株式会社 取締役相談役 平成 27 年 6 月 同社相談役 平成 28 年 6 月 同社顧問 現在に至る
こすぎたけお 小杉丈夫 (昭和 17 年 3 月 23 日生)	昭和 43 年 4 月 大阪地方裁判所判事補 昭和 49 年 5 月 弁護士登録 (東京弁護士会所属) 昭和 49 年 6 月 松尾法律事務所 (現弁護士法人松尾綜合法律事務所) 入所 現在に至る 平成 21 年 6 月 株式会社東芝 取締役 (社外取締役) (平成 26 年 6 月まで) 平成 22 年 6 月 富士フイルムホールディングス株式会社 監査役 (社外監査役) (平成 28 年 6 月まで)
せきぐちのりこ 関口典子 (昭和 39 年 1 月 23 日生)	昭和 61 年 4 月 マニファクチャラーズ・ハノバー銀行 (現 JP モルガン・チェース銀行) 入行 (昭和 63 年 6 月まで) 平成 3 年 10 月 監査法人朝日新和会計社 (現有限責任あずさ監査法人) 入所 (平成 10 年 1 月まで) 平成 6 年 3 月 公認会計士登録 平成 10 年 2 月 日本放送協会入局 (平成 13 年 6 月まで) 平成 13 年 12 月 トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社入社 (平成 16 年 6 月まで) 平成 14 年 1 月 公認会計士再登録 平成 16 年 7 月 新日本監査法人 (現新日本有限責任監査法人) 入所 (平成 22 年 10 月まで) 平成 22 年 11 月 関口公認会計士事務所 所長 現在に至る 平成 23 年 4 月 独立行政法人国際協力機構 契約監視委員 現在に至る 平成 23 年 7 月 独立行政法人国際協力機構 外部審査委員 現在に至る 平成 24 年 7 月 税理士登録 平成 27 年 6 月 当社取締役 (社外取締役) 現在に至る

- (注) 1. 栗本弘嗣および関口典子の両氏は、当社の社外取締役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 小杉丈夫氏および弁護士法人松尾綜合法律事務所と当社との間には、取引関係はありません。
3. 関口典子氏および関口公認会計士事務所と当社との間には、取引関係はありません。
4. 上記各氏と当社および当社取締役との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

以 上

(別紙 5)

当社の株式の状況 (平成 29 年 12 月 31 日現在)

1. 発行可能株式総数 197,000,000 株
2. 発行済株式の総数 45,100,000 株
3. 株 主 数 4,955 名
4. 大 株 主 (上位 10 名)

氏名または名称	保有株式数(千株)	割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,409	8.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,923	6.95
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,826	4.34
M L P F S C U S T O D Y A C C O U N T	1,485	3.53
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,207	2.87
日 立 化 成 株 式 会 社	1,069	2.54
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,026	2.44
公益財団法人東京応化科学技術振興財団	984	2.34
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	953	2.27
三 菱 U F J キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社	860	2.04

- (注) 1. 当社は、自己株式を 3,021 千株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 割合は、発行済株式の総数から自己株式を除いた株式数 (42,078,963 株) を基準に算出しております。

以 上